平成２３年（フ）第３４号
佐賀県佐賀市若宮３丁目４番843号
債務者　鶴　　康一
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５２号
長野市松代町東条3555番地６
債務者　高野　一幸
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４号
長野市安茂里小市３丁目19番14号、前住所長野市安茂里小市３丁目28番１―506号　小市南団地Ｂ－３
債務者　増田ゆみ子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９９号
兵庫県川西市水明台２丁目１番地の79
債務者　田中　正美
1　決定年月日時　平成23年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１５１号
兵庫県伊丹市緑ケ丘５丁目12番地１タカラマンション101号
債務者　岡本　智子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１７０号
兵庫県西宮市深津町３番３―105号
債務者　矢野　清美
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３０号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番19―405号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目14番18―202号
債務者　砂川　重雄
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目４番12―308号
債務者　宇多田本子こと　宮島　本子
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７号
山口県柳井市古開作1151番地17
債務者　大田　俊次
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１１号
山口県大島郡周防大島町大字久賀994番地２
債務者　岡村　順一
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第１７号
山口県岩国市麻里布町６丁目５番13号　末田アパート２階12号
債務者　竹村　　歩
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第４８号
福島県郡山市台新２丁目３番６号
債務者　渡邉由美子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
福島県郡山市片平町字新蟻塚96番地の８　杉田荘１号
債務者　芳賀　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
兵庫県篠山市味間新45　ラベンダーハイツ103、住民票上の住所兵庫県丹波市春日町七日市278番地
債務者　前田　晴久
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第３０８号
東京都多摩市連光寺２丁目33番地の１エクセレント聖蹟桜ケ丘509
債務者　吉田　　開
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６５６号
横浜市港北区鳥山町458番地　メゾン金子203号
債務者　淺香　雅人
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６３号
横浜市旭区左近山448番地４　左近山団地８街区５棟1002号
債務者　小山大二郎
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部